

「住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に係る回線設備・供給業務(令和8年度以降)」の調達に係る質問等への回答

日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当ページ	仕様書の該当項番	照会事項	回答
1	要件定義書 P3	3.2図3.2.1	回線終端装置～住民基本台帳/住基接続システム向けのLANケーブル配線も対象でしょうか。	回線終端装置～住民基本台帳/住基接続システム向けのLANケーブルについては、調達対象外となります。
2	要件定義書 P3	3.3(1)④	1本ずつ別系統の回線を用意することとありますが、NTT系回線を異キャリア(別系統)でご提案してもよろしいでしょうか。	要件定義書「3.3(1)④」に記載のとおり、アクセス回線は、1本ずつ別系統で提案願います。
3	要件定義書 P4	3.4.2(4)	回線敷設に当たり、付帯工事については本調達対象外の認識でよろしいでしょうか。 例) 木板やNTT設備から終端装置設置までの経路内での配管の取り付け	要件定義書3.4.2 設置条件 (4)及び(5)に記載のとおり、回線設備の提供において、工事が必要な場合は、機構及び地方公共団体情報システム機構と調整の上、必要な工事対応を実施願います。
4	要件定義書 P4	3.4.2(4)	天井に光ケーブルを配線する場合、ケーブルの保護カバーの据付は必要でしょうか？	項番3の回答を参照願います。